

重要事項説明書 利用料表

一日あたり:円

※基本料金	介護福祉施設サービス費				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847
日常生活継続支援加算	36	新規入所の方:介護度4または5の方が70%以上または認知症自立度Ⅲ以上が65%以上 現入所の方:吸引及び胃瘻等を実施する入所者が15%以上のいずれかに該当している。			
夜間職員配置加算(Ⅲ)口	16	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている。 夜勤帯に吸引等の対応ができる職員を配置している。			
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)口	12	配置すべき看護職員数に1を加えた数以上であり、24時間連絡できる体制を確保している。			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	—	介護保険対象のサービス(居住費及び食費以外)の利用実績に二つの加算を合わせた11%を 乗じた料金を上乗せします。			
科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	50/月	利用者の心身に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、その評価・情報を必要に応じてサービス計 画などを見直すなどサービス提供にあたって適切かつ有効に活用している。 (科学的介護情報システム:LIFE)			

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末名での間、基本報酬に0.1%上乗せします。

		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
住居費	第4段階	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855
	第3段階①②	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370
	第2段階	420		420		420		420		420	
	第1段階	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0
食費	第4段階	1445									
	第3段階②	1360									
	第3段階①	650									
	第2段階	390									
	第1段階	300									

※その他の介護給付サービス加算

加算	1割負担	加算条件
初期加算	30単位/日	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
外泊時費用	246単位/日	利用者が入院及び外泊の場合6日間を限度として加算(ただし、入院・外泊の初日及び末日の ご負担はありません。)
安全対策体制加算	20単位/回	外部の研修を受けた職員を配置し、安全対策を実施する体制が整備されている。 入所時に1回のみ算定
外泊時在宅サービス利用費用	560単位/日	利用者に対して居室における外泊を認め、その利用者が施設から提供される在宅サービスを利用 した場合、1月に6日間を限度として所定単位数に加えて算定
再入所時栄養連携加算	200単位/回	入院時、施設と大きく異なる栄養管理が必要な場合、医療機関の栄養士と連携して栄養ケア計 画を作成し、再入所した場合に算定できる。

※介護保険の給付の対象にならないサービス料金

食費代金	1日 1392円(上記の料金表をご確認ください。) ※特別な食事の提供として、利用者の希望に応じた食事を外部より注文する又は、特別に調理 した場合は、実費及び別途料金を頂きます。
住居費代金	個室 1日 1171円(上記の料金表をご確認ください。) 多床室 1日 855円(上記の料金表をご確認ください。) ※入院・外泊等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日まで負担限度額認定の適用を受け られますが、7日目から居室確保代金として1日 855円を頂きます。(ただし第4段階の個室の方は 6日間に限り1,171円の居住費の徴収となります。) 居室確保代 855円

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

令和3年8月1日より